

愛 知 青 工 会 会 則

[本会の目的]

第1条 本会は中小工業関連企業の青年経営者ならびに経営幹部である青年をもって組織し、企業経営に必要な知識と能力を高めるとともに、グループ活動によって大企業等とも対応し得る力を養うことを目的とする。

[事業活動]

第2条 前条の目的を達するため、次の諸事業をおこなう。

- 1) 経営研究会、講演会の開催
- 2) 各分科会による研究会の随時開催
- 3) 有力企業の工場見学会
- 4) 経営全般に関する相談
- 5) 会員および会員企業の従業員を対象とした親睦と福利事業
- 6) 会報の発行
- 7) OBとの交流会
- 8) その他、必要とされる行事の企画と実施

[会員]

第3条

- 1) 本会は、製造業（ものづくり）に関連する工業製品、素材、設計、加工、組立工事、ソフト、保守など、またはその企業経営に参画専念する意欲のある者をもって会員とする。
- 2) 会員は年齢満20才以上の者とする。
- 3) 会員は本会ならびに他の会員の名誉を損なうことがあってはならない。
- 4) 会員は本会において委嘱された役職を全うすることにつとめ、また本会の運営と活動に協力しなければならない。
- 5) 本会の趣旨に反した会員は、理事会の決を経て除名されることがある。本会を退会しようとする者は、その理由を述べ、理事会の了承を得なければならない。
- 6) 本会への新入会希望者は、会員1名の紹介にもとづき、理事会の了承を得て入会することができる。会員となるべき日付は、理事会承認の翌日とする。
- 7) 会員は、本会が経営研修を目的とした会であることを承認し、会員相互間における金銭の貸借および情誼により、一方に不利益をもたらす不公平な取引を求めてはならない。
- 8) 会員は、理事会に出席して意見を述べることができる。

[定年]

第4条 会員が満65歳に達した1月末日をもって定年とする。

[名誉会員]

第5条 本会の趣旨に賛同し、かつ本会の活動に貢献度のいちじるしい先達を本会の名誉会員に推挙できる。

[顧問]

第6条 会長は必要に応じ、理事会の承認を得て学識経験者ならびに斯界の先達を本会の顧問に推挙できる。

[役員]

第7条 本会の役員とは、理事および理事より互選された会長、副会長、会計ならびに会計監査をいう。本会の運営にあたる理事は総会において選出する。理事会は理事の互選により、次の執行委員を選出する。会長1名、副会長2名以内、会計1名、監査2名 監査に選出された役員は理事職を離れるものとするが、理事会等に出席して意見を述べることができる。なお、例会担当理事を理事会の承認によって兼務することができる。

[役員任期]

第8条 役員任期は1年間とし、総会で選出された翌日から次の総会で新役員が選出された日までとする。ただし、重任は妨げない。

[役員職務]

第9条 会長は、理事会および総会の信任のもとに本会を代表する。会長は、理事会および総会を招集する。会長は、本会の活動と運営のため、必要に応じて随時、理事会の承認を得て分科会組織の設置および、その委員会を選任できる。理事は、理事会の開催ごとに出席しなければならない。やむを得ず欠席するときは、あらかじめ会長または理事会に届け出て白紙委任しなければならない。監事は、事業年度終了後、総会までに理事会より提出された決算書類を監査し、その適否を理事会および総会に報告しなければならない。会長経験者は、相談役として理事会の後見をする。

[事務局・広報委員]

第10条 事務局・広報委員は理事のうちより1名以上がこれにあたり、会長経験者が補佐する。

[事業年度]

第11条 本会の事業年度は毎年2月1日に始まり、1月31日に終わる。

[総会]

第12条 本会の定時総会は毎年1回、事業年度終了日から2ヶ月以内に開催する。会長は必要に応じ、理事会に諮ったうえ臨時総会を招集することができる。会長は会員の4分の1以上の提議があったとき、臨時総会を招集しなければならない。総会開催の通知は、2週間前までにおこなわなければならない。ただし、緊急を要し、かつ理事会の承認がある場合は短縮できる。総会の成立は、総員の3分の2以上（委任状を含む）の出席により、議決は2分の1以上の賛同をもってする。

[運営・事業・慶弔にともなう経費]

第13条 本会の運営に必要な諸経費は、会員、特別会員の入会金および通常会費ならびに臨時会費でまかなう。

(慶弔費) 病気または弔事の場合は次の通り金品の見舞いとする。

- 1) 会員の自宅及び転地療養30日以上、または入院5日以上の場合、見舞い金10,000円
- 2) 会員の死亡の場合、生花一对、香典30,000円
- 3) 会員の妻子父母死亡の場合、生花一对、香典10,000円
- 4) 会員の結婚の場合、祝儀10,000円
- 5) 会員の出産の場合1子に対し、祝儀10,000円
- 6) 風水震火その他災害は必要に応じて理事会にて協議審議をし、承認を得る

[会費]

第14条 本会の会費は次のとおりとする。(入会金) 会費の2ヶ月分(入会と同時に納金する)
(会費) 月額3,000円(ただし、半年分を前納する)

[会則の改定]

第15条 本会則は、総会において出席会員の過半数により改正することができる。

[本会則の発効]

第16条 本会則は平成29年2月25日より発効する。